

## 平成 29 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表（医療・衛生WG関係）

①	I-4-1	政策医療を向上・均てん化させること	P 1
②	I-5-4	原子爆弾被弾者等を援護すること	P 4
③	I-7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること	P 7
④	II-2-1	安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること	P 9
⑤	II-4-1	化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること	P 13

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(I-4-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b> 政策医療を向上・均てん化させること(施策目標I-4-1) 基本目標I:安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標4:国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を推進すること		<b>担当 部局名</b> 医政局医療経営支援課	<b>作成責任者名</b> 医療経営支援課長 佐藤 美幸		
<b>施策の概要</b> 歴史的・社会的な経緯等により民間等では提供されないおそれのある医療や高度先駆的な医療については、国が医療政策として担うべきもの(政策医療)とされている。 本施策は政策医療(国が医療政策として担うべき医療)を推進するために実施するものである。 (なお、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)に基づき、独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターの評価については、主務大臣が評価を実施している。)					
<b>施策実現のための背景・課題</b>		1	政策医療(国が医療政策として担うべき医療)を継続的に実施すること。		
<b>各課題に対応した達成目標</b>		<b>達成目標/課題との対応関係</b>		<b>達成目標の設定理由</b>	
目標1 (課題1)		医療の提供、臨床研究、教育研修及び情報発信などを行い、効率的かつ効果的に、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療や高度かつ専門的な医療、すなわち政策医療を向上・均てん化させる。		国が医療政策として担うべき医療(政策医療)を提供するため、独立行政法人通則法第30条及び第35条の5で定める中期計画及び中長期計画から、必要な指標を設定している。	
<b>達成目標1について</b>					
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット)</b> ※数字に○を付した指標は主要な指標		<b>基準値</b>	<b>目標値</b>	<b>年度ごとの目標値</b> <b>年度ごとの実績値</b>	<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>
		基準年度	目標年度	29年度 30年度 31年度 32年度 33年度	
①	治験受入件数(製造販売後臨床試験を含む) (アウトプット)	集計中 28年度	第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増 平成33年度	28年度実績に対して4%増 28年度実績に対して8%増 28年度実績に対して12%増 28年度実績に対して16%増 28年度実績に対して20%増 集計中 集計中 集計中 集計中 集計中	独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において治験を推進することを目標としている。 新薬・新医療機器等の研究及び治験を実施することで、その有効性及び安全性の検証のもと新規開発が促進される。より良い医療をより早く患者に提供することを目的とした政策医療推進のため、臨床研究における治験受入件数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増とした。
②	発表論文数(掲載に専門家の審査が必要となる国際的に評価される専門的科学雑誌に掲載された科学論文) (アウトプット)	集計中 28年度	第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で10%増 平成33年度	28年度実績に対して2%増 28年度実績に対して4%増 28年度実績に対して6%増 28年度実績に対して8%増 28年度実績に対して10%増 集計中 集計中 集計中 集計中 集計中	独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において臨床研究を推進することを目標としている。 国際的に評価される専門誌等で論文を発表することで、新たな知見の普及や更なる研究の推進につながるから、発表論文数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で10%増とした。
3	研修会受入人数 (アウトプット)	集計中 28年度	第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で15%増 平成33年度	28年度実績に対して3%増 28年度実績に対して6%増 28年度実績に対して9%増 28年度実績に対して12%増 28年度実績に対して15%増 集計中 集計中 集計中 集計中 集計中	独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において医療従事者の育成を積極的に行うことを目標としている。 研修会を実施することで、医療従事者の育成を積極的に行い、先端医療の習得と普及を促進する。このような教育研修を通じて政策医療を推進するため、研修会受入人数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で15%増とした。
4	ホームページアクセス件数 (アウトプット)	集計中 28年度	第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増 平成33年度	28年度実績に対して4%増 28年度実績に対して8%増 28年度実績に対して12%増 28年度実績に対して16%増 28年度実績に対して20%増 集計中 集計中 集計中 集計中 集計中	独立行政法人国立病院機構及び国立研究開発法人国立高度専門医療研究センターは、中期計画及び中長期計画において情報の発信を行うことを目標としている。 ホームページにおいて医療従事者のみならず一般国民を対象とした医療情報(疾病予防対策やセミナー開催等の国立病院機構及び国立高度専門医療研究センターの取組)を発信することで、国民が医療への理解を深め医療への参画機会を得ることができる。このような情報発信を通じて政策医療を推進するため、ホームページアクセス件数を測定指標とし、過去の実績を踏まえ目標値を第4期最終年度目標値を第3期最終年度比で20%増とした。



(13)	独立行政法人国立がん研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	-	1億円 (1億円)	-	1.2,3,4	国立研究開発法人国立がん研究センターは、がんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行うがんその他悪性新生物に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。		
(14)	独立行政法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	-	1億円 (1億円)	-	1.2,3,4	国立研究開発法人国立循環器病研究センターは、循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う循環器病に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。		
(15)	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	-	1億円 (1億円)	-	1.2,3,4	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センターは、精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う精神・神経疾患等に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。		
(16)	独立行政法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	-	1億円 (1億円)	-	1.2,3,4	国立研究開発法人国立国際医療研究センターは、感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う感染症その他の疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。		
(17)	独立行政法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金(平成26年度)	-	1億円 (1億円)	-	1.2,3,4	国立研究開発法人国立成育医療研究センターは、成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う成育に係る疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。		
(18)	独立行政法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金(平成25年度)	-	1億円 (1億円)	-	1.2,3,4	国立研究開発法人国立長寿医療研究センターは、加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等を行うことにより、政策医療の向上を図り公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的としている。同センターが行う研究等の設備整備にかかる経費の一部を補助することにより、業務の円滑な実施及び推進を図る。 国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金を交付することにより、同センターが行う加齢に伴う疾患に係る医療に関して、研究・開発、医療の提供、医療従事者の研修、情報発信及び政策提言等が円滑に実施され、政策医療の向上・均てん化の促進が図られると見込んでいる。		
施策の予算額・執行額		区分		28年度	29年度	30年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)	平成30年度
		予算の状況(千円)	当初予算(a)	41,704,784	41,777,614			
			補正予算(b)	423,684				
			繰越し等(c)	0				
			合計(d=a+b+c)	42,128,468	41,777,614			
		執行額(千円、e)	42,125,944					
執行率(%、e/d)	100.0%							
施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
独立行政法人改革等に関する基本的な方針			平成25年12月24日		【独立行政法人国立病院機構】 診療事業は全て自己収入により行っていることにかんがみ、積立金は、次期中期目標期間中に必要な施設整備等の財源に充てられるよう配慮する。			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅰ-5-4))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>	原子爆弾被爆者等を援護すること(施策目標Ⅰ-5-4) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標5 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること				<b>担当 部署名</b>	健康局総務課指導調査室	<b>作成責任者名</b>	指導調査室長 小野清喜					
<b>施策の概要</b>	本施策は、被爆者(被爆者健康手帳の交付を受けた者)に対する保健・医療・福祉にわたる総合的な援護施策を講じる観点から、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)」に基づき、被爆者に対して援護施策を講じる。												
<b>施策実現のための背景・課題</b>	1	原爆被爆者対策については、被爆者が受けた放射能による健康被害という他の戦争被害とは異なる「特殊の被害」であることにかんがみ、援護施策とし、健康診断や医療費の支給等を行う。											
<b>各課題に対応した達成目標</b>	<b>達成目標/課題との対応関係</b>					<b>達成目標の設定理由</b>							
	目標1	被爆者に対する保健、医療及び福祉にわたる総合的な援護対策として、健康診断の実施や医療費、手当の支給等を講じる。					原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者の健康の保持及び増進並びに福祉を図るため。						
	(課題1)												
<b>達成目標1について</b>													
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b>		<b>基準値</b> 基準年度		<b>目標値</b> 目標年度		<b>年度ごとの目標値</b> 年度ごとの実績値 29年度 30年度 31年度 32年度 33年度					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>		
①	被爆者健康診断受診率 (アウトプット)	前年度実績 ×過去3年 の平均増減 率	前年度	前年度実績 ×過去3年 の平均増減 率	毎年度	28年度分 集計中	前年度× 平均増減率	前年度× 平均増減率	前年度× 平均増減率	前年度× 平均増減率	選定理由:被爆者に対する健康診断の実施は、各被爆者の健康状況を予め把握することにより、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図る上で効率的な手段であるため。 設定根拠:被爆者が高齢化し、長期入院等のため受診者数は減少傾向にある中で、受診率の直近の減少トレンドを考慮して、減少トレンドより上回る受診率を達成するよう目標を設定した。		
<b>達成手段1</b>		<b>補正後予算額(執行額)</b> 27年度 28年度		29年度 当初 予算額	関連する 指標番号	<b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b>					<b>平成29年行政事業レビュー事業番号</b>		
(1)	老人保健事業推進費等補助金(原爆分) (昭和57年度)	6.3億円 (6.3億円)	5.6億円	5.6億円	-	広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺の市町村のうち、被爆者老人の割合が広島市、長崎市と同等以上である市町村に対し、後期高齢者医療費(一般疾病)の自治体負担分の増加の軽減を図る。また、広島・長崎県市及び広島市、長崎市周辺で両市より被爆者割合の高い市町村において、被爆者特有の健康上の不安を払拭するため、原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業、こころの健康づくり事業、生きがいづくり事業、健康増進等に関する調査研究事業等に対し補助する。これにより、多数の被爆者老人を抱えているために相当の財政負担増となる地方公共団体の負担が緩和される。また、被爆者に対し、きめ細やかな保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康の保持及び増進に寄与する。							
(2)	原子爆弾被爆者医療費 (昭和32年度)	355.1億円 (303.3億円)	327億円	304億円	-	原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第10条、第17条、第18条に基づき、被爆者に対し医療費を支給する。 認定疾病医療費:原子爆弾の傷害作用に起因する疾病について、医療費を全額国費で給付する 一般疾病医療費:認定疾病以外について、医療保険等の自己負担分を国費で支給する。 原子爆弾の放射能に起因する健康被害に苦しむ被爆者に対し、必要な医療の給付を行うことにより、その症状の改善及び治療等を図る。							
(3)	原爆症調査研究委託費(原爆被爆者の分子生物学等及び免疫機能に関する研究) (昭和44年度)	0.03億円 (0.03億円)	0.03億円	0.02億円	-	今後の科学技術の発展によって、原爆放射線が原爆被爆者に及ぼした影響について更なる解明が期待されることから、原爆被爆者の生物試料を収集し、長期間保管するための体制の在り方について研究を行う。更に、生物試料の分析結果については遺伝子に関する情報も含まれる可能性もあることから、その活用の際に倫理的な問題等に関する研究を行う。							
(4)	原爆症調査研究委託費(原爆放射能後障害に関する研究) (昭和49年度)	0.09億円 (0.09億円)	0.09億円	0.1億円	-	今後の科学技術の発展によって、保管された生物試料を活用して放射線による健康影響の研究を行う際には、原爆被爆者の疾病の罹患状況や治療内容等に関する臨床情報は不可欠である。そのため、原爆被爆者の臨床情報を長期間保管するための体制の在り方等に関する研究を行う。							
(5)	国際交流調査研究事業 (平成8年度)	0.05億円 (0.05億円)	0.04億円	0.04億円	-	外国における放射線被曝医療等に関する指導、技術支援、医療情報の提供等の援助協力を行うため、日本の専門家の派遣及び外国からの研修医師等の受け入れ等を実施する。 世界唯一の被爆国として我が国のこれまでの調査研究によって得られた経験と知識を広く世界に還元するとともに、放射線被曝医療等に関する専門医の育成等に寄与する。							

(6)	被爆二世健康診断調査委託費 (昭和54年度)	1.8億円 (1.8億円)	2.2億円	2.2億円	-	被爆二世の中には、健康面での不安を訴え、健康診断を希望する者が多い現状に鑑み、希望者に対し健康診断を実施することにより、被爆二世の健康不安を解消し、その健康の保持及び増進を図る。
(7)	被爆体験者精神影響等調査研究委託費 (平成14年度)	8.5億円 (8.4億円)	8.2億円	8.0億円	-	被爆体験による精神的要因に基づく健康影響に関連する特定の精神疾患を有する方を対象に、精神疾患(合併症含む)の治療等に係る医療費の支給を行うことにより、その症状の改善及び治癒等を図る。
(8)	在外被爆者渡日支援事業等委託費 (平成14年度)	19.7億円 (11.7億円)	9.1億円	9.0億円	-	在外被爆者に対して、居住する国の医療機関で適切な医療を受けることができるよう、保健医療費等の助成事業等を行う。 在外被爆者に対して、渡日支援や現地での健康診断・健康相談・医療費等の助成・支援等を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。
(9)	原爆被爆者保健福祉施設運営費等補助金 (昭和43年度)	52.4億円 (51.2億円)	52億円	54億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第43条第3項の規定に基づく原爆被爆者保健福祉施設運営費、老人福祉施設入所等被爆者助成費、訪問介護利用被爆者助成事業及び原爆被爆者相談事業に対する補助を行う。また、広島市、長崎市が開催する原爆死没者慰霊式典及び都道府県(広島市、長崎市を含む)が補助する慰霊式典への助成等を行う。 これにより、被爆者の福祉の向上を図る。
(10)	原爆被爆者介護手当等負担金 (昭和43年度)	11.6億円 (10.5億円)	11億円	11億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第31条に規定する介護手当について、同法第43条第2項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費の一部を負担することにより、被爆者の福祉の向上を図る。
(11)	原爆被爆者健康診断費交付金 (昭和32年度)	23.2億円 (19.8億円)	29.5億円	28.6億円	1	被爆者健康手帳受診者証所持者及び健康診断受診者証所持者(第1種)に対し年間、定期2回、希望2回(うち1回をがん検診とすることができる)の健康診断を行う。 この健康診断の結果により、さらに精密な検査を必要とする者については、精密検査を実施する。 健康診断受診者証所持者(第2種)に対しては、年1回の健康診断を行う。 平成27年度の被爆者健康診断受診率は68.8%となっており、今後も被爆者健康診断を実施することによって、疾病の早期発見・早期治療が可能となり、被爆者の健康の保持・増進を図れると見込んでいる。
(12)	原爆被爆者手当交付金 (昭和43年度)	871.1億円 (795.6億円)	849.8億円	841.9億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第24条～28条に規定する医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う同手当及び同手当の支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。
(13)	原爆被爆者葬祭料交付金 (昭和44年度)	19.1億円 (19.1億円)	20.4億円	20.2億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第32条に規定する葬祭料について、同法第43条第1項の規定に基づき都道府県、広島市及び長崎市が行う葬祭料及び同支給事業に要する経費を交付する。 都道府県、広島市及び長崎市が行う原子爆弾被爆者葬祭料支給事業に要する経費を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげるとともに、その福祉の向上を図る。
(14)	土地借料 (平成14年度)	0.3億円 (0.3億円)	0.3億円	0.3億円	-	国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館を、広島市の所有する平和記念公園及び長崎市の所有する平和公園内にそれぞれ設置しているため、都市公園法、広島市公園条例及び長崎市都市公園条例に基づき、広島市及び長崎市に対し土地借料(使用料)を支払う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。
(15)	原爆死没者追悼平和祈念館運営委託費 (平成14年度)	4.8億円 (4.8億円)	4.7億円	5.9億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第41条の規定に基づき、国が設置した国立広島原爆死没者追悼平和祈念館及び国立長崎原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営に資する。 委託先は、被爆地である広島、長崎に設置した国立原爆死没者追悼平和祈念館の管理運営を行うとともに、被爆者が記した手記や体験記、その他の被曝関連資料や被曝医療及び平和に関する情報等の存在を調査・収集・整理し、祈念館において、これらを入館者等へ広く情報発信する事業等を行う。 国として原爆死没者の尊い犠牲を銘記して哀悼の意を表すとともに、永遠の平和を祈念し、併せて原爆の惨禍に関する全世界の人々の理解を深め、その体験を後代に継承する。
(16)	放射線影響研究所補助金 (昭和50年度)	19.2億円 (19.2億円)	19億円	19億円	-	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第40条第2項及び日米交換公文に基づき、平和目的の下に、放射線の人体に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究するため、公益財団法人放射線影響研究所に対し補助する。 放射線の人に及ぼす医学的影響及びこれによる疾病を調査研究し、被爆者の健康保持及び福祉の向上に貢献するとともに、人類の保健福祉の向上に寄与する。
(17)	原爆被爆者対策費 (昭和61年度)	0.6億円 (0.6億円)	0.6億円	0.3億円	-	原爆被爆者対策の行政事務に必要な経費を支出する。 原爆被爆者対策の各種行政事務を行うことにより、被爆者の健康の保持及び増進を図る。
(18)	毒ガス障害者対策費 (昭和49年度)	0.01億円 (0.01億円)	0.01億円	0.01億円	-	旧陸軍造兵廠忠海製造所、旧陸軍造兵廠曾根製造所又は旧相模海軍工廠に従業員として従事していた者、旧陸軍広島兵器補給廠忠海分廠に従業員として従事していた者等であって、毒ガスの影響により今なお健康上特別の状態にある者が行う健康管理手当等の申請について、支給の認定に係る事項を審査することにより、認定された毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。
(19)	特定疾患調査委託費 (昭和49年度)	6.5億円 (6.4億円)	6.1億円	5.6億円	-	第二次大戦中、広島県大野島にあった旧陸軍造兵廠忠海製造所、福岡県北九州市にあった同曾根製造所及び神奈川県寒川町にあった旧相模海軍工廠に従事していた方の中に、当時製造していた毒ガスによる健康被害が多く見られることから、これらの方に対し、健康診断及び相談指導の実施、医療費(医療保険自己負担分)の支給、各種手当の支給等を行うことにより、毒ガス障害者の健康の保持及び増進を図る。
(20)	広島原爆体験者に対する相談支援事業 (平成25年度)	0.6億円 (0.5億円)	0.6億円	0.6億円	-	広島原爆による黒い雨を体験したと訴える方々に対し、広島市等で、保健師等による個別面談を通じた継続的な保健指導と健康教育等を実施する。また、健康不安を訴える方に対して専門医によるケアを実施することにより、その症状の改善を図る。

施策の予算額・執行額	区分		28年度	29年度	30年度要求額	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	平成30年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)		135,517,931	132,400,657			
		補正予算(b)		-	-			
		繰越し等(c)		-	-			
		合計(d=a+b+c)		135,517,931	132,400,657			
	執行額(千円、e)							
執行率(%、e/d)								
関連税制								
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅰ-7-1))

\* 厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p>	<p>健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること (施策目標:Ⅰ-7-1) 基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 施策大目標7 安全な血液製剤を安定的に供給すること</p>	<p><b>担当 部署名</b></p>	<p>医薬・生活衛生局</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>血液対策課長 一瀬 篤 総務課医薬品副作用被害対策室長 岡部 史哉</p>			
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>本施策は「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)の基本理念(第3条)の通り、健康な献血者の確保、血液製剤の国内自給、使用適正化の推進、血液製剤の安全性の向上・安定供給確保に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施している。 また、HIV訴訟和解確認書(平成8年3月29日)に基づき、血液製剤によるHIV感染者やエイズ発症者に対して、調査研究事業や健康管理支援事業を実施している。</p>							
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p>	<p>「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」(昭和31年法律第160号)の基本方針(第9条)に基づき、血液製剤の国内自給の確保、献血の推進、血液製剤の製造及び安定供給の確保、安全性の向上、使用適正化の推進について、施策・計画を策定し、実施している。</p>						
<p>2</p>	<p>HIV訴訟和解確認書において、エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業(健康管理費用の支給)及び血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業(健康管理手当の支給)を継続、または実施することとされており、これらの金銭給付を遅延なく実施する。</p>							
<p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>	<p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>			<p><b>達成目標の設定理由</b></p>				
<p>目標1 (課題1)</p>	<p>○「献血の推進に関する計画」(献血推進計画)及び「血液製剤の安定供給に関する計画」(需給計画)に基づき、献血による血液195万ℓ、原料血漿93.5万ℓを確保して血液製剤を安定供給できるように、効果的な広報手段を検討し、確実に実施する。 ○血液関係ブロック会議を開催して、各都道府県の現場と意見交換・情報共有を促すことにより、地域における献血を推進する。 ○血液製剤の安全性の向上及び安定供給を確保する。</p>			<p>○毎年度、「献血の推進に関する計画」により、献血確保目標量の設定、目標量確保のために必要な措置を策定している。 ※平成28年度の献血の推進に関する計画(平成28年厚生労働省告示第122号) ○毎年度、「血液製剤の安定供給に関する計画」により、血液製剤の需要・供給の見込み、原料血漿の確保目標量の設定、原料血漿の有効利用に関する重要事項を策定している。 ※平成28年度の血液製剤の安定供給に関する計画(平成28年厚生労働省告示第121号)</p>				
<p>目標2 (課題2)</p>	<p>-</p>			<p>HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害患者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。</p>				
<p><b>達成目標1について</b></p>								
<p><b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b></p>		<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</b></p>	<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>	
<p>①</p>	<p>安定供給に必要な血液量の確保状況(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>195万ℓ</p>	<p>平成29年度</p>	<p>195万ℓ - - - -</p>	<p>・毎年度、国が策定する「献血の推進に関する計画」において、当該年度に確保すべき血液の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。 ※確保すべき血液の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。</p>	
<p>②</p>	<p>安定供給に必要な原料血漿の量の確保状況(アウトカム)</p>	<p>-</p>	<p>-</p>	<p>93.5万ℓ</p>	<p>平成29年度</p>	<p>93.5万ℓ - - - -</p>	<p>・毎年度、国が策定する「血液製剤の安定供給に関する計画」において、血液製剤の安定供給を確保することを目的とし、当該年度に確保されるべき原料血漿の目標量を定めているため、当該数値を目標値として設定した。 ※確保すべき原料血漿の目標量は、過去の血液製剤の供給状況等を勘案して算出しているものであり、当該年度の血液製剤の需要状況に応じて、増減するものである。</p>	
<p><b>達成手段1</b></p>		<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>	<p><b>27年度</b></p>	<p><b>28年度</b></p>	<p><b>29年度当初予算額</b></p>	<p><b>関連する指標番号</b></p>	<p><b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b></p>	<p><b>平成29年行政事業レビュー事業番号</b></p>
<p>(1)</p>	<p>血液安全・安定供給等推進事業(平成25年度)</p>	<p>138百万円 (87百万円)</p>	<p>121百万円</p>	<p>102百万円</p>	<p>1.2</p>	<p>感染症の発生等を踏まえた血液製剤の安全体制の強化、献血に対する意識の向上や献血者が安心して献血できる環境の整備、血漿分画製剤の国内自給体制の整備、医療機関における血液製剤の使用実態の把握と適正使用に向けた体制整備を行う。 毎年度、献血により確保すべき血液の目標量の90%以上を確保(29年度目標量195万リットル)</p>	<p></p>	



達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度				
4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であり、達成目標の策定には馴染まない。	
(参考)指標						29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
5	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業対象者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であるため、対象者数を目標値とすることは適切ではないが、現状を把握する上で重要な指標である。	
6	血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業対象者数	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
達成手段2		補正後予算額(執行額)		29年度 当初 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等					平成29年行政事業レビュー事業番号	
		27年度	28年度									
(2)	エイズ発症予防に資するための血液製剤によるHIV感染者の調査研究等事業(平成5年度)	484百万円 (484百万円)	489百万円 (489百万円)	490百万円	5.6	①血液製剤によりHIVに感染し、エイズ未発症の者に対し、健康管理費用としてCD4(T4)リンパ球が1マイクロリットル当たり200以下の方に月額52,300円、それ以外の方に36,300円を支給。 ②裁判上の和解が成立した者であって、エイズを発症している者に対し、「発症者健康管理手当」として月額150,000円を支給。 ※HIV訴訟の和解確認書に基づいて被害者に金銭を給付する事業であるため、成果目標及び成果実績の策定には馴染まない。						
施策の予算額・執行額		区分		28年度		29年度		30年度要求額		政策評価実施予定 時期(評価予定表)	平成30年度	
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)		609,964		591,932					
			補正予算(b)									
			繰越し等(c)									
			合計(d=a+b+c)		609,964		591,932					
		執行額(千円、e)										
執行率(%、e/d)												
関連税制												
施政方針演説等の名称						年月日			関係部分(概要・記載箇所)			
閣議決定「献血の推進について」						昭和39年8月21日			政府は、血液事業の現状にかんがみ可及的速やかに保存血液を献血により確保する体制を確立するため、国及び地方公共団体による献血思想の普及と献血の組織化を図るとともに、日本赤十字社または地方公共団体による献血受入体制の整備を推進するものとする。			

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅱ-2-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<p><b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b></p>	<p>安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること(施策目標Ⅱ-2-1) 基本目標Ⅱ:安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標2:安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること</p>				<p><b>担当 部局名</b></p>	<p>医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部水道課</p>	<p><b>作成責任者名</b></p>	<p>水道課長 宮崎 正信</p>		
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>水道は国民の生活に不可欠であり、安全な水を安定して供給することが必要である。 本施策は、水道法(昭和32年法律第177号)及び新水道ビジョン(厚生労働省健康局平成25年3月策定)に基づき、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保するために実施している。</p>									
<p><b>施策実現のための背景・課題</b></p>	<p>1</p>	<p>水道水源の水質リスクの増大等に対応し、水の安全性を確保すること。</p>								
<p></p>	<p>2</p>	<p>東日本大震災や熊本地震等を踏まえ、災害に強い水道を確保すること。</p>								
<p></p>	<p>3</p>	<p>人口減少社会の到来に伴う料金収入の減少等に対応し、将来にわたって水道事業を持続させること。</p>								
<p><b>各課題に対応した達成目標</b></p>	<p><b>達成目標/課題との対応関係</b></p>					<p><b>達成目標の設定理由</b></p>				
	<p>目標1 (課題1)</p>	<p>水の安全性の確保</p>					<p>水道は国民の生活に不可欠であり、水の安全性の確保が必要であるため。</p>			
	<p>目標2 (課題2)</p>	<p>災害に強い水道の確保</p>					<p>東日本大震災や熊本地震等を踏まえ、災害に強い水道の確保が不可欠であるため。</p>			
	<p>目標3 (課題3)</p>	<p>水道事業の持続性の確保</p>					<p>人口減少社会の到来に伴う料金収入の減少等に対応し、将来にわたって水道事業を持続させることが不可欠であるため。</p>			
<p><b>達成目標1について</b></p>										
<p><b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b></p>	<p><b>基準値</b></p>	<p><b>基準年度</b></p>	<p><b>目標値</b></p>	<p><b>目標年度</b></p>	<p><b>年度ごとの目標値</b> <b>年度ごとの実績値</b></p>					<p><b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b></p>
					<p>29年度</p>	<p>30年度</p>	<p>31年度</p>	<p>32年度</p>	<p>33年度</p>	
<p>1 水道事業ビジョン策定状況 (アウトプット) (水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】 【APのKPI:平成32年度末までに100%を目標に設定】</p>	<p>30%</p>	<p>平成20年度</p>	<p>100%</p>	<p>平成30年度</p>	<p>93%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>平成30年度に100%を目標値として設定した。 新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a> 【水道事業ビジョンの策定にあたっては、水道の「持続」の観点も含めることとしていることから、水道事業ビジョンの策定状況はAPのKPIであるインフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画の策定率の代替指標とすることができるため、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定している。】</p>
<p>② 水質基準適合率 (アウトカム) (「水道統計」(公益社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】</p>	<p>99.90%</p>	<p>平成16年度</p>	<p>100%</p>	<p>毎年度</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>100%</p>	<p>水道法に定められた水質基準に適合した水を給水することが、すべての水道事業者等において必要であるため指標として選定した。</p>
<p><b>達成手段1</b></p>	<p><b>補正後予算額(執行額)</b></p>		<p><b>29年度 当初 予算額</b></p>	<p><b>関連する 指標番号</b></p>	<p><b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b></p>					<p><b>平成29年行政事業レビュー事業番号</b></p>
<p>(1) 水道行政強化拡充費 (平成17年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】</p>	<p>5百万円 (5百万円)</p>	<p>5百万円</p>	<p>5百万円</p>	<p>1,2,3,4,5</p>	<p>①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。</p>					
<p>(2) 水質管理等強化対策費 (平成17年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】</p>	<p>13百万円 (13百万円)</p>	<p>13百万円</p>	<p>12百万円</p>	<p>2</p>	<p>外部精度管理調査計画の策定・実施、水質検査機関担当者を対象とした研修会の実施、一部の登録水質検査機関を対象とした精度の取組(検査機器・薬品等の管理)に関する実地調査の実施、水道水中の物質の濃度を測定するための水質検査方法の設定、水道用薬品に関する検討・調査を実施する。 水質検査の精度確保の取組に関する実地調査等を実施し、水質検査機関の技術能力の把握及び向上を図ること等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。</p>					

(3)	水道水源水質対策費 (平成6年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	11百万円 (10百万円)	10百万円	10百万円	2	水道事業者による水質管理目標設定項目等の測定結果の収集・整理を行い、水質基準への移行の検討に資する解析の実施・水質項目の毒性に関する情報収集・整理、原水・浄水の存在状況の調査及び基準設定の必要性を検討する。 水質基準項目等の中で優先的に存在状況の把握と毒性に関する情報収集を実施すべき項目について存在状況を把握し、対策の検討を行うこと等により、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。
(4)	給水装置等対策費 (平成9年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	9百万円 (9百万円)	9百万円	9百万円	-	諸外国における水道システム・給水装置の構造材質及び給水装置の施工に係る規制・基準等の調査・我が国の給水装置の施工、構造材質基準に係る調査検討及び我が国の市場にある給水装置に対する構造材質基準への適合性に関する調査を実施する。 新技術や新材料等に対応するための施工技術調査や国内製品の基準項目に関する調査を実施し、また我が国の基準と諸外国における各種基準や規制方法等について整理・把握を行うことを通じて、給水装置の構造材質基準の適宜見直しを行うことにより、水道水のより安全な供給に寄与すると見込んでいる。
(5)	給水装置データベース事業促進費 (平成9年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	10百万円 (10百万円)	10百万円	10百万円	-	給水装置データベースの改良、給水装置の情報入力、給水装置データベースの保守管理を実施する。 需要者が水道法に適合した水質の水道水を使用できるよう、給水装置の構造及び材質の基準に関する省令において給水装置の性能基準が定められており、給水装置の適合製品に関する情報や給水装置に関する情報を需要者や工事施工者に提供することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。
(6)	給水装置工事主任技術者国家試験費 (平成9年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	2百万円 (1百万円)	2百万円	1百万円	-	免状の交付及び免状交付者情報を記録する。 給水装置工事主任技術者については、給水装置工事における適法性や技術水準の確保に関して、技術上の総括となる職責と地位を有しており、その国家資格を取得するための試験は、給水装置に関する法令や施工技術の最新の知見を問うものとして毎年作成しており、需要者に直結する給水装置工事の適切性を確保することで、安全な水道を持続していくことに寄与すると見込んでいる。
(7)	水道水質管理ベンチマーキング推進事業費 (平成26年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	4百万円 (4百万円)	4百万円	-	-	水質管理業務の暫定評価手法の策定、水道事業者等向けベンチマーキングマニュアル等の策定、自家水道向けベンチマーキングマニュアル等の策定、水道水質管理にベンチマーク手法を導入し、優良事例との比較等を行うことで各事業者の自助努力を促すことにより、水質管理レベルの向上を図ることができることから、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。また、自家水道向けにも同様の考え方を導入することにより、より安全な水道水の供給が可能となる。
(8)	新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費 (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	-	6百万円	5百万円	1	平成25年3月に策定した、新水道ビジョンのフォローアップに資するデータの整理を行う。また、新水道ビジョンに基づく取組の促進を加速化させるため、各地域における水道事業者の横の連携を促進し、優良な取組の全国展開を図る。さらには、新水道ビジョン策定後においても取組が停滞している様々な水道事業基盤強化に関する課題とその対応策について、有識者も交えた場において、今後継続的に状況の分析と要因の検証、新水道ビジョンの見直しも含めた検討を行う。 【水道事業者等が策定する水道事業ビジョンの策定を支援】
(9)	水道水質管理の向上に関する調査検討費 (平成29年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	-	-	4百万円	2	水道担当行政部局における貯水槽水道に関する条例等制度、管理状態の把握、不適切施設に対する指導及び水道事業者等との連携状況を調査し、地方公共団体におけるより効率的な貯水槽水道の管理方法を全国へ展開する。また、水道事業者における水安全計画の運用及び見直し状況を把握し、継続的な計画の運用に当たっての課題を整理する。運用中の水安全計画をもとに水源から蛇口に至る過程のカテゴリー分類ごとにリスク因子を分析することで運用における重要な管理ポイントを抽出し、水安全計画策定ガイドライン(平成20年5月)を改訂し、全国への普及を図ることで、水質基準適合率の向上に寄与すると見込んでいる。

達成目標2について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値	目標値	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			年度ごとの実績値						
	基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
1 水道事業ビジョン策定状況(再掲) (アウトプット) (水道課調べ。全国の上水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み上水道事業者数の割合(H20年度分より実施)) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】 【APのKPI:平成32年度末までに100%を目標に設定】	30%	平成20年度	100%	93%	100%	100%	100%	100%	平成30年度に100%を目標値として設定した。 新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a> 【水道事業ビジョンの策定にあたっては、水道の「持続」の観点も含めることとしていることから、水道事業ビジョンの策定状況はAPのKPIであるインフラ寿命化基本計画に基づく個別施設計画の策定率の代替指標とすることができるため、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定している。】
③ 基幹管路の耐震適合率 (アウトカム) (「水道統計」(一般社団法人日本水道協会)の数値をもとに集計) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	34%	平成24年度	50%	41.8%	43.4%	45.1%	46.7%	48.4%	基幹管路の耐震適合率は、全ての水道事業者等において、水道施設の耐震化の状況を端的に把握することができる指標として選定したもので、平成34年度に50%とすることを目標値として設定した。 【本指標については、国土強靱化アクションプラン2016のKPIとして設定し、平成34年度に50%を目標値としている。】

達成手段2	補正後予算額(執行額)		29年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成29年行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度				
(1) 水道行政強化拡充費(再掲) (平成17年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	5百万円 (5百万円)	5百万円	5百万円	1,2,3,4,5	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	
(8) 新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費(再掲) (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	-	6百万円	5百万円	1	平成25年3月に策定した、新水道ビジョンのフォローアップに資するデータの整理を行う。また、新水道ビジョンに基づく取組の促進を加速化させるため、各地域における水道事業者の横の連携を促進し、優良な取組の全国展開を図る。さらには、新水道ビジョン策定後においても取組が停滞している様々な水道事業基盤強化に関する課題とその対応策について、有識者も交えた場において、今後継続的に状況の分析と要因の検証、新水道ビジョンの見直しも含めた検討を行う。 【水道事業者等が策定する水道事業ビジョンの策定を支援】	
(10) 水道施設整備事業調査費(水道施設整備事業調査諸費含む) (平成16年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	33百万円 (26百万円)	33百万円	33百万円	3	水道施設設置状況、耐震化基礎調査、水道施設整備施工技術動向調査、水道におけるアセットマネジメント導入等に関する調査、長期的な水需給を考慮した広域的な水道施設の再構築ガイドライン策定調査費、水資源開発施設の有効利用等に関する調査、浄水処理施設等の最適化に関する調査を実施する。 水道に係る基礎調査を行うことにより、実態を踏まえた水道施設の耐震化やアセットマネジメントの導入、広域的な水道施設再構築の推進が可能となり、安全で質が高く災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。	

(11)	水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む) (①昭和27年度、②昭和42年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	83,848百万円(うち26年度繰越分35,507百万円) (51,153百万円)	100,251百万円(うち27年度繰越分31,519百万円)	25,851百万円	3.4,5	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4.定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等) ②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉一説等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等を図ることができ、安全で質が高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。
(12)	重要給水施設水道管路強靱化事業 (平成27年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	7百万円 (7百万円)	7百万円	—	3	新水道ビジョンに示す重要給水施設に至る水道管路の耐震対策を推進する上で、ルート決定上の課題や取り組みに先進的な水道事業者の実施事例を調査し、報告書にまとめる。取り組みに先進的な水道事業者等の事例を参考に、取り組みの遅れている水道事業者の耐震化計画に反映することで重要給水施設に至る水道管路の早期の耐震化完了の実現に寄与する。
(13)	水道施設強靱化推進事業費 (平成29年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	—	—	7百万円	3	将来の人口減少社会を見据えた広域化やダウンサイジングを踏まえた施設の再配置や管路更新時におけるルート選定・口径決定及びバックアップのあり方等の水道管路の再構築のあり方について、全国の水道事業者に対しアンケート調査等を実施し、先進的な事例を収集する。 水道施設全体として強靱化を図るための方策や、耐震化に関する技術的な対応方策や効果的・効率的な進め方、断水した場合の優先的復旧に係る対応など、ソフト・ハード両面における強靱化方策を整理することで、災害に強い持続的な水道の確保の推進支援に寄与すると見込んでいる。

達成目標3について

測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標	基準値		目標値	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値					測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
1 水道事業ビジョン策定状況(再掲) (アウトプット) (水道課調べ。全国の上下水道事業者数に対する水道事業ビジョン策定済み上下水道事業者数の割合(H20年度分より実施)) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】 【APのKPI:平成32年度末までに100%を目標に設定】	30%	平成20年度	100%	平成30年度	93%	100%	100%	100%	100%	平成30年度に100%を目標値として設定した。 新水道ビジョンに示す安全、持続、強靱という政策課題を解決し、需要者のニーズに対応した信頼性の高い水道を次世代に継承していくためには、すべての水道事業者等が自らの事業の現状と将来見通しを分析・評価した上で「水道事業ビジョン」を策定することが重要である。 水道事業ビジョン策定状況 URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html">http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html</a> 【水道事業ビジョンの策定にあたっては、水道の「持続」の観点も含めることとしていることから、水道事業ビジョンの策定状況はAPのKPIであるインフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画の策定率の代替指標とすることができるため、APのKPIと同じ指標を測定指標として設定している。】
④ 広域化検討に向けた協議会等を設置した都道府県数 (アウトプット) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	20	平成27年度	47	平成30年度	38	47	47	47	47	事業の基盤強化を図るためには、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携が有効であり、都道府県はその推進役としての役割が期待されることから、広域化検討に向けた協議会等を設置した都道府県数を指標として選定した。
<b>(参考)指標</b>					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
5 広域連携に取り組むこととした市町村数 (アウトカム) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】 【APのKPI:増加、進捗検証(APと同内容)】					—	—	—	—	—	事業の基盤強化を図るためには、職員確保や経営面でのスケールメリットの創出につながる広域連携が有効であることから、広域連携の取り組みこととした市町村数を指標として選定した。 【本指標については、経済・財政再生アクション・プログラム2016(工程表編)のKPIとして設定し、毎年度数値の把握を行うこととしている。】

達成手段3	補正後予算額(執行額)		29年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等	平成29年行政事業レビュー事業番号
	27年度	28年度				
(1) 水道行政強化拡充費(再掲) (平成17年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	5百万円 (5百万円)	5百万円	5百万円	1,2,3,4,5	①全国水道関係担当者会議、水道技術管理者研修会の開催②水道の現状等についての国民への普及啓発③水道事業者等の事業計画の調査及び結果報告書の作成等を実施する。 水道技術管理者研修や国民への普及啓発などを行うことにより正しい知識・理解が進み、安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保することに寄与すると見込んでいる。	
(8) 新水道ビジョンに基づく水道事業基盤強化の検討調査費(再掲) (平成28年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	—	6百万円	5百万円	1	平成25年3月に策定した、新水道ビジョンのフォローアップに資するデータの整理を行う。また、新水道ビジョンに基づく取組の促進を加速化させるため、各地域における水道事業者の横の連携を促進し、優良的な取組の全国展開を図る。さらには、新水道ビジョン策定後においても取組が停滞している様々な水道事業基盤強化に関する課題とその対応方策について、有識者も交えた場において、今後継続的に状況の分析と要因の検証、新水道ビジョンの見直しも含めた検討を行う。	
(11) 水道施設整備費補助(水道施設災害復旧費補助含む)(再掲) (①昭和27年度、②昭和42年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	83,848百万円(うち26年度繰越分35,507百万円) (51,153百万円)	100,251百万円(うち27年度繰越分31,519百万円)	25,851百万円	3.4,5	1. 地方公共団体が実施する水道施設の整備に必要な事業費の一部補助 ①簡易水道等施設整備費補助(補助率:4/10.1/3.1/4):布設条件の特に厳しい農山漁村における簡易水道の整備事業 ②水道水源開発等施設整備費補助(補助率:1/2.1/3.1/4.定額):ダム等の水道水源施設整備事業、水源水質の悪化に対処するための高度浄水施設整備事業などが補助対象となる。 2. 都道府県が取りまとめた耐震化等に関する事業計画に基づき耐震化対策に要する経費の一部交付 ①水道施設(簡易水道事業に係る施設、上水道事業に係る施設等) ②保健衛生施設等(精神科病院、原爆被爆者保健福祉一説等)が交付対象となる。 水道施設の整備に対する財政支援を実施することにより、 ・水道未普及地域の解消 ・基幹水道構造物の耐震化、老朽管更新などによる施設の耐震化率・耐震適合率の向上 ・水道事業の広域化による運営基盤強化 等を図ることができ、安全で質が高い水道の安定的な確保に寄与すると見込んでいる。	

(14)	水道産業国際展開推進事業費 (平成20年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	25百万円 (25百万円)	25百万円	23百万円	-	日本の水道界がアジア各国の水道の発展に貢献するとともに、国際市場に展開していくことを支援するため、次の業務を実施するもの。① 水道セミナー開催 ② 水道産業国際展開ケーススタディ及び水道技術普及促進のためのネットワーク整備 ③ 国際標準獲得のための体制整備 ④ 海外水ビジネス創造のための官民連携型案件発掘・形成事業 を実施する。 日本の水道事業者、水関連企業が有する技術・ノウハウを海外市場に提供することにより、アジア諸国等における衛生的な水供給の確保に貢献するとともに、アジア諸国等の持続可能な発展の原動力となり、アジア諸国等の成長は日本の発展にも資することとなり、ひいては日本の水道事業の質の向上や持続性の確保に寄与できると見込んでいる。		
	(15)	官民連携等基盤強化支援事業 (平成27年度) 【AP改革項目関連:社会資本整備等分野②】	12百万円 (11百万円)	12百万円	10百万円	-	官民連携の導入に向けた課題を解決し、官民連携方策導入の促進を図るために水道事業者を支援する。 官民連携を推進することで持続可能な運営基盤の強化に寄与することを見込んでいる。	
施策の予算額・執行額		区分		28年度	29年度	30年度要求額	政策評価実施予定 時期(評価予定表)	平成30年度
		予算の状況 (千円)	当初予算(a)	23,830,834	25,965,396			
			補正予算(b)	44,687,000				
			繰越し等(c)	集計中				
			合計(d=a+b+c)	集計中	25,965,396			
		執行額(千円、e)	集計中					
執行率(%、e/d)	集計中							
関連税制		-						
施策に関する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日	関係部分(概要・記載箇所)		
		経済・財政再生アクション・プログラム2016(工程表編)			2016年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上水道については、計画的な施設更新に向け事例や手引き等の周知や、新水道ビジョン推進に関する地域懇談会等の機会を通じて先進事例等の情報共有を図り、水道事業者の取組を促進</li> <li>・ 引き続き先進事例等の情報共有を図るとともに、都道府県を推進役とする広域連携や持続可能な水道事業とするための適切な資産管理等を推進</li> <li>・ 個別施設計画(水道事業ビジョンを含む)の策定状況や、水道事業の広域連携の進捗状況を踏まえ、引き続き水道事業の持続性の確保のための支援策を講ずる</li> <li>・ 生活基盤施設耐震化等交付金を通じて水道事業の広域連携を推進</li> <li>・ 広域連携の取組状況・先進事例を把握し、それを踏まえ、事例集等の作成・周知を通じ水道事業の広域連携を推進</li> </ul>		
		国土強靱化アクションプラン2016			2016年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水道施設について、耐震化計画策定指針の周知等により、水道事業者等における耐震化計画策定を促進するとともに、老朽化が進み耐震性のない基幹管路等の耐震化を着実に推進する。また、地下水や雨水、再生水等の多様な水源利用に関する調査研究を進める。</li> <li>・ 耐震化計画等策定指針の周知等により、上水道、工業用水道施設等の耐震化を推進するとともに、都道府県や水道事業者間の連携や人材の育成、ノウハウの強化、広域的な応援体制の確保・周知等を推進する。</li> <li>・ 水道施設について、耐震化・老朽化対策等を推進するとともに、災害時の情報集約、応援体制の整備等の危機管理体制を構築する。</li> </ul>		

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省29(Ⅱ-4-1))

\*厚生労働省では、基本目標>施策大目標>施策目標を設定して、政策を実施しています。

<b>施策目標名(政策体系上の位置付け)</b>		化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること(施策目標Ⅱ-4-1) 基本目標Ⅱ 安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 政策大目標 4 国民生活を取り巻く化学物質による人の健康被害を防止すること			<b>担当 部署名</b>	医薬・生活衛生局	<b>作成責任者名</b>	医薬品審査管理課化学物質安全対策室長 日下部 哲也								
<b>施策の概要</b>		生活環境で使用されている化学物質について、化学物質による人の健康被害を防止する観点から、次の施策を実施している。 ・人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律) ・急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制。(毒物及び劇物取締法) ・有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施。(有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律)														
<b>施策実現のための背景・課題</b>		1	化学物質の人健康と環境への悪影響の最小化を目指す国際目標を踏まえ、化学物質の安全性について評価し、適正な管理を推進する。													
		2	近年多発する大規模災害やテロ等への危機管理対応が求められており、毒物・劇物の適正な管理を推進する。													
		3	家庭用品に係る製品事故等への対応、安全性に対する関心の高まり等から、家庭用品に含有する化学物質の安全性を確保する。													
<b>各課題に対応した達成目標</b>		<b>達成目標/課題との対応関係</b>					<b>達成目標の設定理由</b>									
		目標1 (課題1)	ヒトの健康への影響評価等の化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保するため、規制等を適切に行うとともに、環境への排出量の把握及び管理を適切に実施。					達成するための取り組みとして、国が全既存化学物質の安全性点検を進めることとされているほか、化学物質による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指すことが国際目標となっており、化学物質の安全性点検を着実に実施し、リスク評価等に活用する必要がある。								
		目標2 (課題2)	毒物劇物営業登録等事務の迅速、効率化、毒物劇物の使用取扱基準の作成。					適時適切に対応していくが、規制を直接的に評価する指標はないため、参考測定指標とする。								
		目標3 (課題3)	各種毒性試験検査の結果により、有害性が評価されたものから逐次、家庭用品の規制基準を設定し、その監視指導などを強化。					適時適切に対応していくが、規制を直接的に評価する指標はないため、参考測定指標とする。								
<b>達成目標1について</b>																
<b>測定指標(アウトカム、アウトプット) ※数字に○を付した指標は主要な指標</b>		<b>基準値</b>	<b>目標値</b>	<b>年度ごとの目標値</b>					<b>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</b>							
				基準年度	目標年度	29年度	30年度	31年度						32年度	33年度	
①	化学物質の安全性点検 (アウトプット)	20試験	毎年度	20試験	毎年度	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	20試験	化学法の附帯決議に基づき、安全性確認が未実施の既存化学物質の安全性点検を順次進めており、平成25年度から28年度までに46物質について合計78件の安全性試験を実施した(平均年間19.5試験)。これらの結果は、国際的な目標とされている全既存化学物質の安全点検にも資するほか、ホームページで公開するなどして、化学物質のリスク評価、管理にも活用している。さらに国際的にも、OECDへの報告等、情報発信を行った。今後も同程度の貢献を行うために、ヒト健康関連の試験として、年間20試験の実施を目標として設定した。
2	安全性情報の公開物質数 (アウトカム)	10物質	毎年度	10物質	毎年度	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	10物質	国が行った既存化学物質の安全性点検結果は、ホームページで順次公開している。1年あたり20試験の実施を目標として設定しており、平成25年度から平成28年度まで1物質あたり平均して約2試験を実施していることから、年間10物質についての安全性点検結果の公開を目標として設定した。	
<b>達成手段1</b>		<b>補正後予算額(執行額)</b>		<b>29年度 当初 予算額</b>	<b>関連する 指標番号</b>	<b>達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等</b>					<b>平成29年行政事業レビュー事業番号</b>					
		<b>27年度</b>	<b>28年度</b>													
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行費 (昭和49年度)	236百万円 (212百万円)		215百万円	1, 2	・新規化学物質の審査、既存化学物質毒性試験の実施 ・3省共管情報基盤システム及び電子申請システムの管理 ・海外の規制当局等との国際協調 化学物質の安全性を確保する上では、適正な評価・管理が重要であることから、新規化学物質の審査、既存化学物質の毒性試験を行い、評価していくことが求められる。評価に当たっては、国際的な協調のもとに行うことが求められており、また、毒性試験・評価を行った化学物質について、その情報を公開していくことにより、化学物質の適切な管理の促進が期待される。										

達成目標2について										
(参考)指標					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	毒物・劇物の適正な管理の推進について、直接的に評価する指標は存在しないが、毒物劇物業者等立入調査における改善率は、毒物・劇物の適正な管理の推進を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。
3	毒物劇物業者等立入調査における改善率(年度末までに違反が改善された件数÷立入検査による違反発見施設数)									
達成手段3		補正後予算額(執行額)		29年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				平成29年行政事業レビュー事業番号
		27年度	28年度							
(2)	毒物劇物取締法施行費(昭和48年度)	33百万円(32百万円)	26百万円	26百万円	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>毒物及び劇物への新規指定又は解除</li> <li>本邦で毒物劇物に指定されていない化学物質についての毒性評価</li> <li>毒物劇物業者登録事務の迅速化等のためのシステム運用・改修等</li> <li>毒物劇物が指定等されることにより、それら毒物劇物の管理の推進が期待される。</li> </ul>				
達成目標3について										
(参考)指標					29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	家庭用品に含有する化学物質の安全性の確保状況について、直接的に評価する指標は存在しないが、市場の家庭用品の試買等調査における違反率は、家庭用品の安全性の確保状況を一定程度反映するものと考えられることから、参考測定指標としている。※有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に基づき、市場で流通している家庭用品の安全性を監視する目的で、都道府県が市販の家庭用品を購入し検査を実施している。
4	家庭用品試買等調査※における違反数(違反数÷家庭用品試買数)									
達成手段3		補正後予算額(執行額)		29年度当初予算額	関連する指標番号	達成手段の概要、施策目標達成への寄与の内容等				平成29年行政事業レビュー事業番号
		27年度	28年度							
(3)	家庭用品規制法施行事務費(昭和47年度)	46百万円(39百万円)	46百万円	46百万円	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭用品規制基準設定のための試験検査及び検討</li> <li>健康被害情報の調査及び安全確保マニュアル作成</li> <li>家庭用品等から発散する化学物質による室内空気汚染対策</li> <li>規制対象の候補物質について市場の製品中含有量を調査することにより、国内流通製品の使用実態が把握でき、当該情報は家庭用品規制基準設定に資すると考えられる。</li> </ul>				
施策の予算額・執行額		区分		28年度	29年度	30年度要求額	政策評価実施予定時期(評価予定表)			平成30年度
予算の状況(千円)	当初予算(a)			286,637	305,477					
	補正予算(b)			-						
	繰越し等(c)			-						
	合計(d=a+b+c)			286,637	305,477					
執行額(千円、e)										
執行率(%, e/d)										
関連税制										
施策に関する内閣の重要施策(施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称			年月日		関係部分(概要・記載箇所)			
		○環境基本計画(第4次)			平成24年4月27日閣議決定		第2部第1章第9節 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 【国際的には、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)実施計画において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」とのいわゆるWSSD2020年目標が合意されている。】  第3章(2)国及び国民の安全・安心の確保と豊かで質の高い生活の実現 ①自然災害への対応 ②食品安全、生活環境、労働衛生等の確保			
		○科学技術基本計画(第5期)			平成28年1月22日閣議決定					